

第31号議案

文京区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程を定める訓令

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月 日

文京区教育委員会

文京区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十五条の二第二項に規定する標準的な職（幼稚園教育職員に限る。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において「幼稚園教育職員」とは、幼稚園（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月一日文京区条例第十三号）別表に規定する幼稚園をいう。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。

(標準的な職の構成)

第三条 文京区教育委員会が定める幼稚園教育職員の標準的な職は、別表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

付 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

幼稚園の教諭の属する職制上の段階	幼稚園の主任教諭の属する職制上の段階	幼稚園の副園長の属する職制上の段階	幼稚園の園長の属する職制上の段階	職制上の段階
教諭	主任教諭	副園長	園長	標準的な職